



平成29年1月発行

法人ニュース仙南

第48号
2017



法人会キャラクター けんた君

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



写真：七ヶ宿・玉の木原水芭蕉群生地 / 国道113号線沿い（提供：七ヶ宿町ふるさと振興課）

主な内容

会長挨拶.....	2	：	事業報告.....	7
リーダーシップ発揮の要諦.....	3	：	周知事項等.....	13
平成29 年度税制提言	5	：	税務署だより.....	14

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助

(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃は、当会の事業運営にご協力、ご支援いただき、厚くお礼申し上げます。

新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

東日本大震災から早や6年が過ぎようとしています。昨年の11月22日には震災以降では最大の余震が発生し、改めて防災・減災対策の重要性を実感したところです。被災地の復旧・復興の状況はまだ道半ばの状況にあり1日も早い完全復旧を願う限りです。

我が国の経済は、日本銀行のマイナス金利政策に象徴される超金融緩和の金融政策にも拘らず、昨年後半まで円高基調が続く、日銀が目指す消費者物価上昇率2%の達成時期が更に後ずれする様相をきたしていましたが、昨年11月8日に行われた米国大統領選挙の結果、この1月20日にトランプ大統領が就任することとなり、一転してドル高・株高基調となり、米国や中国景気も基本的には好調に推移するという見方が強まってきております。輸出産業を中心とする大企業の業績回復による賃

上げの動きが地方企業にどこまで波及し、個人消費を押し上げることができかが、地方景気回復の最大のキーポイントになるのではないのでしょうか。

このような中で、公益社団法人としての当会における今年の活動は、前年に引き続き、「①税に関する知識の普及・納税意識の高揚、税制等調査活動の実施 ②企業経営の安定化のためのセミナー等の開催 ③社会貢献活動の展開」の3本柱を中心に、会員以外の法人等にも門戸を開き、積極的に取り組むことといたします。

税関連の活動による税知識の普及・納税意識の高揚策としては、租税教室、税制改正セミナーや各支部との連携による税の広報活動等を積極的に推し進めてまいります。また、税制等に関する調査研究としては、平成30年度に向けた税に関する提言活動を推し進めてまいります。

企業経営の安定化のためのセミナー等の活動においては、経営改善や経営マインドに関するセミナーを中心に、各種講習会を積極的に推し進めてまいります。

社会貢献活動においては、健全な青少年育成を図るための支援活動や介護施設への支援活動のほか、節電

運動の広報活動等を積極的に推し進めてまいります。

そのほかの活動として、会員同士の交流会や会員及び会員の従業員・家族をも対象に経営リスク低減に向けた各種保険商品の案内、健康管理のサポートとしての健康診断の充実等を推し進めてまいります。

法人会は、全国80万企業の会員が、441の法人会組織に拠って一貫して地域に密着した活動を展開しております。当会においても、全国の法人会とともに社会への貢献に一層の努力をして参りますのでよろしくご協力方お願い申し上げます。

最後になりましたが、当会の永年の課題の一つに会員増強があります。会員は、平成11年度末1,488名をピークに減少傾向をたどり、平成27年度末には1,066名となりましたが、平成28年7月以降は、わずかながら増加傾向にあります。公益社団法人移行後における活動を充実したものとするためには、会費収入等による財政基盤の確立が喫緊の重要な課題であり、今後とも広く法人会活動を世間にアピールし、会員減少に歯止めをかけ、会員増強に繋げてまいりたいと考えております。

つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されるときにも、お知り合いの非会員の方々に、法人会への加入勧奨をあらゆる機会を通して積極的に実施していただくようお願い申し上げます。

ご挨拶とさせていただきます。

五氏が表彰の栄誉に輝く

東北六県法人会連合会会長表彰



我妻万里氏 伊藤征雄氏 鈴木正司氏

大河原税務署表彰



庄司きく子氏 久保内忠男氏

平成28年度における大河原税務署納税表彰式は11月11日に大河原町「ララ・さくら」において、東北六県法人連合会会長表彰は11月8日仙台市「江陽グランドホテル」においてそれぞれ挙行され、当会からは次の五氏が受賞されました。

◆大河原税務署

納税表彰

理事 久保内忠男
理事 庄司きく子
副会長 鈴木正司
理事 伊藤征雄
職員 我妻万里

◆東北六県法人会連合会表彰

謹賀新年

会長

渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

副会長

村上 睦夫(白石)

(株)朝文堂

久保内忠男(角田)

(有)久保内電気工業所

大沼 毅彦(柴田)

(株)サカモト

齋 清志(大河原)

(株)サイ薬局

佐藤 義信(蔵王)

丸山(株)

春日部泰昭(丸森)

(株)春日部組

鈴木 正司(川崎)

(有)鈴木設備工業所

大沼 克己(村田)

オオヌマ(株)

梅津 政志(七ヶ宿)

(有)クリク七ヶ宿



熱意なきものに、心を動かされるか？

同じことを言われるにも、そこに熱意が感じられる時には、心を動かされ、熱意を感じられないと、こちらも心が動かないと思いませんか？

例えば、新人営業パーソンと思しき青年が汗をかきかき、必死にプレゼンテーションをしているところを見ると、何となく買ってあげようかな？という気持ちにもなるものです。

ところが、あたかも国会中継における官僚の答弁のように、抑揚なく一本調子で話されると(官僚の場合)は敢えてそうしているのでしょうか、こちらの気持ち

が全く動きません。

なぜなら、そこに感情がないからです。感情がないから、こちらの感情も動かないのです。人の気持ちを前向きにさせるには、先ずは発信者であるリーダーに、熱意が必要です。

リーダーシップ発揮の要諦

情熱を傾ける

(株)リーダーラボ代表取締役
中小企業診断士 大野 敬浩

単に、ビジョンや方策を伝えるのではなく、熱意を持って伝える必要があるのです。

一人でも、やり遂げたいと思えるか？

世の中のリーダーと呼ばれる方に、「あなたの使命は何ですか？」という質問を投げかけてみると、堂々と答えられる方が多いです。しかし、「それを一人でもやり遂げたいと思いますか？」と尋ねてみると、「いや、一人ではとてもとても・・」とか、「一人ではちょっと気持ちが続かないかな？」などと、トーンが下がってしまう方が結構います。

本当の使命感ならば、

たった一人でもやりたいと思えるのではないのでしょうか。

「世界をこう変えたい」「日本にこんなサービスを普及させたい」「業界をこう変えたい」という強い気持ちがないと、結局は、人に頼ったり、多少の障害でへこたれたりということになりかねません。

「誰もついてこなくても、絶対に一人でもやり遂げたい！」とまで、強く思える使命感ならば、その思いが人に強く影響して、たくさん力を結集させることができるのではないかと考えます。

最初に飛び込む勇氣

見知らぬ地で、しかも危険があると言われれば、誰

しも多少の恐怖感を感じ、最初に一步出るよりは、誰かが進むのを待って、それについていきたいという気持ちが生えるものです。

ビジネスにおいても、変革ややりたい姿への挑戦を志せば、チャレンジの連続となり、失敗確率の高い状況では、勇氣が常に求められます。そんなとき、リーダーと呼ばれる人が、もし一步出ること尻込みしていたら、周りに前向きな影響を与えることなどできないでしょう。

率先垂範とは、人の先頭に立って物事を行い、模範を示すことです。リーダーは、必ずしも、いつも先頭で模範を示す必要はないと思います。

ただし、メンバーが尻込みして、そこに勇氣が必要なきときは、最初に飛び込んで模範を示し、メンバーの気持ちを前向きに変えていく必要があるのです。

「最高の熱意」 (松下幸之助)

「熱意に関しては誰にも負けないものを持たなくてはならない。知識なり、才能なりにおいては、人に劣ってもよいが、熱意については、最高でなければならぬ。指導者に、ぜひともこれをやりたいという強い熱意があれば、それは必ず人を動かすだろう。そして、その熱意を感じて、知恵ある人は知恵を、才能ある人は才能をといったように、それぞれの人が自分の持っているものを提供してくれるだろう。指導者は、才能なきことを憂う必要はないが、熱意なきことを恐れないでなければならない」。

松下幸之助は、「指導者の条件」の中で、リーダーには「最高の熱意」が必要であると、説いています。

世界中で、最高になる必要はありません。あなたの会社で、あなたの組織で、あなたのチームで、最高に

ならねばならないのです。もし、周りで思ったような行動が見られなければ、それはあなたに熱意が足りないのかもしれない。一度、点検してみるべきです。

統制できることに フォーカスする

事業には、統制可能なものと、統制不可能なものが存在します。

例えば、よく外部環境と呼ばれる法律や国家の経済運営などは、小さな企業にとっては、全く統制不可能なものと言って良いでしょう。一方、会社のあり方や組織行動、あるいは自分自身の言動は、自身で統制することが可能です。

よく、「自分と未来は変えられる、しかし、他人と過去は変えられない」と、言われます。

情熱を傾けるリーダーは、統制できることに、フォーカスします。

いつも、自責の念を持ち、

最後までやり遂げようと思います。

一方、統制不可能なことにフォーカスすると、それは言い訳・愚痴・他責を誘発します。

言い訳・愚痴・他責の何が問題なのかと言うと、これらは思考を停止させるとともに、自らの情熱を奪い去り、気持ちを後ろ向きにさせるものだからなのです。

絶対に、やり切る という姿勢

丸くて、大きくて、すごく重い石があると、想像してください。最初に、大きな石を動かすには、労力が要ります。

強烈な使命感を帯びたリーダーに、人が集まり、力を合わせて、ゴロンと石を転がし始めたときでしょう。

さて、もう一つ大変なフェースがあるとすれば、もうひとところがりと思える目標到達寸前でしょうか。

年間利益目標達成や営業

目標達成、あるいは改革課題のクリアなどに向けて、もうひとところがり、もう少しの努力、もう少しの活動が求められる場面です。

この段階では、もうすでに相当な努力を費やしていますから、メンバーも相当に疲労しているはずで、

そんな時、リーダーの声かけや率先行動がどれだけ勇気ともう一絞りの努力に向けた前向きな気持ちを与えるか知れません。

最後の最後、リーダーの「絶対にやり切る」という姿勢が大きくものをいうものです。

失敗を恐れて、 何もしないのでは…

人間誰しも、失敗はしたくないものです。

しかし、これまでにお会いした中で、他人に比べて、前向きな影響を与えている人というのは、自らも前向きで、前向きだからこそ、いろんなことに挑戦し

て、そして失敗していると思います。

そもそも失敗するのが怖くて、何もしなければ、成功することも失敗することもないのですから。

ただ、人に前向きな影響を与える人というのは、失敗したとしても、1度や2度の失敗では諦めないため、いつか成功をつかんでいるように見えます。

はたまた、数度失敗すると、それは諦めて、別のチャレンジを次から次へで行うので、そのいずれかで、また成功します。

つまり、成功しているのです（笑）。

成功する人にとって「失敗」とは、落ち込む理由ではなく、成功のための肥やしくらいに思っているのでしょうか。

熱意が自分を動かす

情熱を持って仕事に取り組み、周りのメンバーの参画を得て、事を成し遂げるリーダーではありますが、

リーダーとして人の子であり、自分自身のモチベーションを保てないこともあるでしょう。

マラソンをしてみれば分かります。走り続けていると、もうだめだと止めてしまいうことがありません。

しかし、走るのを止めるのは、体に限界が来たからではありません。

自ら望んで走り始めたのに、気持ちが続かなくなつて、脳に止まれと命令するから、走るのを止めるのです。

そんな時、「絶対に走り切りたい！」「○○○くらいのタイムで走りたい！」という熱い気持ちがあれば、止まれなどという命令をすることはありません。

つまり、強い熱意は、自分を前向きに動かしますが、中途半端な熱意では、自分を動かし続けられないものなのです。

「最高の熱意」は、自分をも動かし続けるのです。

法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。

法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届き、毎年、多くの改正の実現をみてきています。今回の税制提言を要約掲載いたします。

山田白石市長及び佐久間白石市議会議長へ当会税制委員長佐藤義信(副会長)より「平成29年度税制改正に関する提言書」を交付

場 所：白石市市役所応接室

交付日：平成28年11月30日(水)

山田白石市長へ税制改正を提言

佐久間白石市議会議長へ税制改正を提言



経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出・歳入両面からの強力な改革が求められる。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられ、市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって、可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠で

ある。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

軽減税率は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを明確にしておきたい。

税率引き上げに向け、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税

転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

- (2) 消費税の滞納防止は、税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根

幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実。
- (4) 取引相場のない株式の評価の見直し円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や基準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのため、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系を見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

1. 税知識及び納税意識高揚事業

会員及び一般に向けて税知識の普及、納税意識の高揚を図るため各種イベントを実施

●税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

【仙南優法会との共催による改正税法説明会】

- ・実施日：平成28年9月13日
- ・場 所：仙南建設会館
- ・講 師：富樫 昭氏（法人課税統括国税調査官）
高橋 孝吉氏（法人課税統括国税調査官）
- ・参加者：20名



【新設法人説明会】

- ・実施日：平成28年11月8日
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：富樫 昭氏（法人課税統括国税調査官）
高橋 孝吉氏（法人課税統括国税調査官）
- ・参加者：24名



【仙南優法会との共催による税務講演会】

- ・実施日：平成28年11月17日
- ・場 所：舞鶴会館
- ・講 師：蜂谷 和則氏（大河原税務署長）
- ・テーマ：我が国の財政の現状について
- ・参加者：23名



【全国青年の集い（第30回）北海道大会】

- ・実施日：平成28年9月8日～9日
- ・場 所：旭川市大雪アリーナ
- ・概 要：全国11法人会による租税教育活動のプレゼン大会
- ・参加者：10名



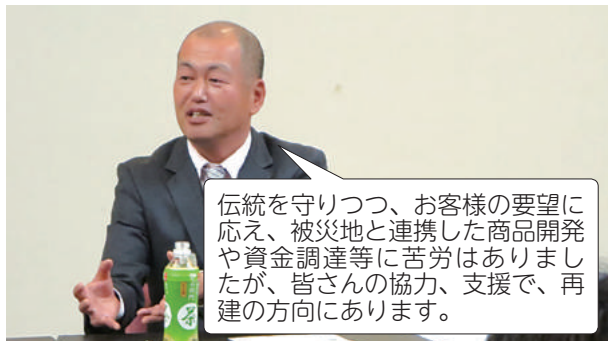
【租税教室】

- ・実施日：平成28年12月8日、9日、15日、16日、19日、平成29年1月25日
- ・場 所：白石第一小、村田小、船迫小、遠刈田小、館矢間小、西根小
- ・講 師：青年部会、女性部会メンバー
- ・テーマ：税金の役割、使われ方等について
- ・実施数：6小学校



【青年部会による経営講演会】

- ・実施日：平成28年12月4日
- ・場 所：土湯温泉 向滝
- ・講 師：佐藤 敏徳氏
- ・テーマ：皆の力で誕生「宮城のいちご飴」
- ・参加者：12名



【税の絵はがきパネル展示会】

- ・実施日：平成28年11月10日～17日
- ・場 所：大河原税務署 1F

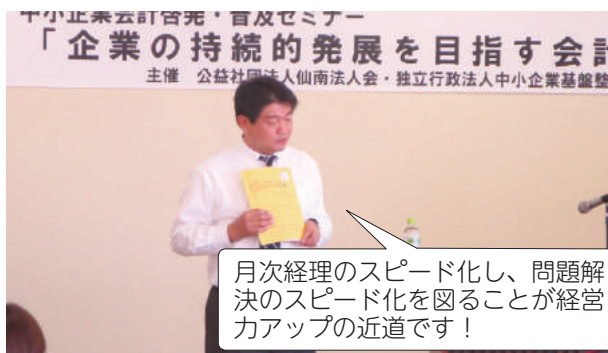


2. 経営支援揚事業

企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

【中小企業会計啓発・普及セミナー】

- ・実施日：平成28年10月4日
- ・場 所：仙南建設会館（大河原町）
- ・講 師：高階 俊金氏（税理士法人古田士会計仙台支店長）
- ・テーマ：企業の継続成長を目指す会計
- ・参加者：14名



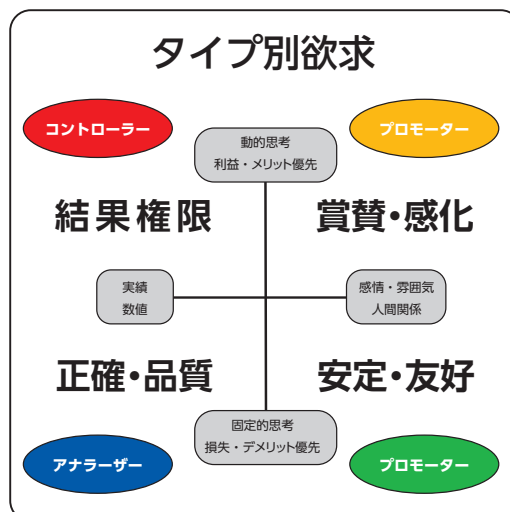
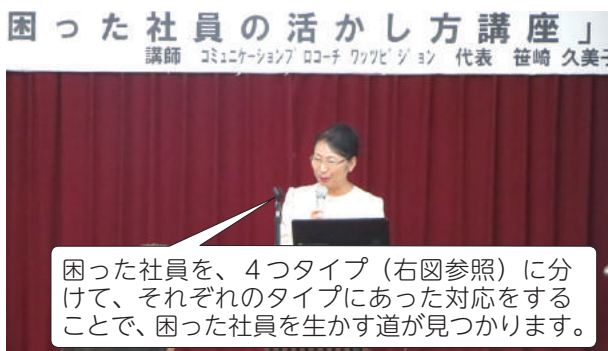
【仙南ひまわり会との共催による講演会】

- ・実施日：平成28年10月18日
- ・場 所：しんきんホール（仙南信用金庫本店）
- ・講 師：小泉 武夫氏（東京農業大学名誉教授/農学博士）
- ・テーマ：長寿のための食事学
- ・参加者：280名



【移動講演会】

- ・実施日：平成28年11月25日
- ・場 所：旅館かつらや
- ・講 師：笹崎 久美子
- ・テーマ：困った社員の活かし方講座（ワッツ・ビジョン代表）
- ・参加者：26名



3. 社会貢献事業

地域社会の発展に貢献するための取組を実施

【女性部会による節電活動（いちごプロジェクト）】

- ・実施日：平成28年12月21日
- ・場所：角田市・特養老人ホーム ふくじゅの森
- ・活動内容：防寒グッズ（靴下）配布



【青年部会による備品寄贈】

- ・実施日：平成28年11月27日
- ・場所：ジュネス我妻
- ・活動内容：日本宇宙少年団かくだ分団へ備品寄贈



【女性部会による被災地視察復興応援・防災研修】

- ・実施日：平成28年11月21日
- ・場所：(株)ささ圭ほか（松島、名取エリア）
- ・活動内容：被災地支援と震災から学んだ防災の研修会
- ・参加者：20名

東日本大震災で被災し、津波で社屋・工場が流失し社員も犠牲となった中で、皆さんの支援のもと必死で再建に取り組み、ようやくここまで来ました。支援者して頂いた皆さんへの感謝の気持ちでいっぱいです。



4. 会員交流

異業種交流による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：平成28年9月27日
- ・場所：仙台南ゴルフ倶楽部
- ・参加者：15人

今日は、優勝目指して頑張るぞ～！



優勝者（櫻中さん）のスイングです！



5. 各支部活動

各支部における税のPR活動及び経営支援活動等

●各支部活動

【白石支部】

★経営セミナー「スマートフォン活用講座」

- ・実施日：平成28年12月26日
- ・場 所：白石商工会議所会議室 ・参加者：12名



【角田支部】

★かくだふるさと夏まつりにおける税のPR

- ・実施日：平成28年8月14日
- ・場 所：仙台銀行角田支店駐車場



【柴田支部】

★しばた産業フェスティバルにおける税のPR

- ・実施日：平成28年10月23日
- ・場 所：船岡小学校



【大河原支部】

★経営セミナー「地域に元気を与える取組み」

- ・実施日：平成28年8月29日 ・場所：うらさくら(大河原町)
- ・講 師：さとう たけし氏 (ペイントアーティスト)
- ・参加者：43名



【蔵王支部】

★産業まつりにおける税のPR活動等

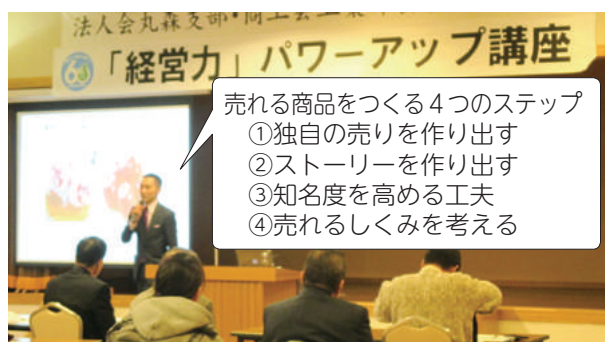
- ・実施日：平成28年10月22日～23日
- ・場 所：蔵王町ふるさと文化会館



【丸森支部】

★経営セミナー「爆発的に売れる新商品の開発」

- ・実施日：平成28年11月9日
- ・場 所：国民宿舎 あぶくま荘
- ・講 師：堀越 吉太郎 (Think & Do(株)代表取締役)
- ・参加者：39名



【川崎支部】

★川崎商工祭における税のPR活動

- ・実施日：平成28年10月16日
- ・場 所：国道286号沿い特設会場(川崎町)



税金クイズで、川崎名物こんにゃくサービスだぜイ！

【村田支部】

★陶器市における税のPR活動

- ・実施日：平成28年10月14日～16日
- ・場 所：相山タクシー

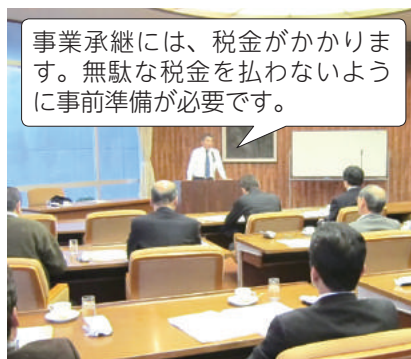


★陶器市に合わせて、絵はがき展、税クイズコーナーで税の大切さをPR！

【村田支部】

★税務講演会「円滑な事業承継について」

- ・実施日：平成28年11月28日
- ・場 所：緑水亭(秋保温泉)
- ・講 師：大藤 正樹(大藤会計事務所所長)
- ・参加者：25名



事業承継には、税金がかかります。無駄な税金を払わないように事前準備が必要です。

6. 各種会議等

事業運営のために各種会議において、議論を実施

【理事会(第2回)、合同委員会及び福利厚生連協】

- ・実施日：平成28年8月23日
- ・場 所：和洋亭ぶざん(大河原町)



渡邊会長の挨拶の後、理事会において4件の決議事項と5件の報告事項すべて了承となり、合わせて、各委員会の合同委員会及び福利厚生制度連絡協議会を実施

【東北税理士会大河原支部との連絡協議会】

- ・実施日：平成28年10月28日
- ・場 所：和洋亭ぶざん(大河原町)



当会村上筆頭副会長及び高橋東北税理士会大河原支部長の挨拶の後、仙南法人会会員増強の取組等について、意見交換会を実施

【広報委員会】

- ・実施日：平成28年10月28日
- ・場 所：大河原町商工会



春日部委員長の挨拶で、会報「仙南法人会ニュース」第48号の発行に向けた打合せを実施

【支部担当者会議】

- ・実施日：平成28年9月7日
- ・場 所：和洋亭ぶざん(大河原町)



会員増強取組、事務処理の変更内容等について打合わせ

青年部会設立20周年記念式典

仙南法人会青年部会は、平成8年2月設立し、平成28年2月で20周年を迎え、桜フロアにおいて、記念式典が執り行われた。式典に先立ち、「ディズニー流モチベーション向上施策のツボ」と題して「徳源秀氏（オフィスリコグニッション代表）」の記念講演が行われ、CS向上に向けて、ディズニランドにおける従業員の指導、お客様への接し方を事例に社員教育の在り方等の講話を頂いた。

特別講演の後、記念式典が執り行われ、高橋部会長の式辞及び来賓者を代表して大河原税務署長、青年部会連絡協議会会長、仙南法人会会長より祝辞を頂いた。合わせて、青年部会の事業における功労者等へ感謝状及び記念品の贈呈が行われた。また、大河原税務署長より、納税意識の高揚等の活動に対して、当部会へ感謝状の贈呈があり、今後のさらなる事業活動の発展を誓い、式典を閉会した。

式典終了後、吉見初代部会長の乾杯により、祝賀会が開宴し、当部会の昔話や、仲間の近況に話題が盛り上がり盛大のうちに閉宴となり記念式典の一切を執り終えた。

【感謝状贈呈者】

・エコキャップ回収に対する功労
株式会社 ジェーエーシー様
協同組合 富谷環境様

・青年部会事業活動への功労

高橋 武（元事務局長）様
伊藤 紘徳（前事務局長）様
後藤 浩一（第6代部会長）様
森 建人（第7、10代部会長）様
大沼 克巳（第8代部会長）様
笹森 裕市（第9代部会長）様



式典模様



記念講演会模様



感謝状贈呈式模様



祝賀会模様



主な事業の12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事業	会議等
4		・(26) 第1回理事会
5	・(26) 定時社員総会における記念講演会 ・各支部、部会総会時における税務研修会 (4月～5月)	・各支部、各部会総会(4月～5月) ・(26) 定時社員総会、臨時理事会
6	・(8) 法人税申告等に係る説明会(上期) ・(11) わんぱく相撲大会	・(19) 税制委員会
7	・(12) 社員教育セミナー(消費税転嫁対策) ・(20) 夏の節電啓発活動(女性部会)	・(5) 広報委員会 ・(14) 組織・厚生合同委員会 ・(28) 事業・総務合同委員会
8	・各支部における税のPR活動(8月～11月) ・(29) 大河原支部経営セミナー(地元元気を与える取り組み) ・各支部における税のPR活動(8～11月) 角田(8月)、蔵王・川崎・村田(10月)、 柴田(11月)	・(23) 第2回理事会 ・(29) 広報誌発行「夏号」
9	・(13) 改正税法説明会(仙南優法会共催) ・(27) 親善ゴルフ大会	■会員増強特別運動(9月～12月) ・(7) 支部担当者会議 ・(8) 東北税理士大河原支部との連絡協議会 ・(8～9) 全国青年の集い
10	・(4) 中小企業会計啓発・普及セミナー ・(18) 仙南ひまわり会講演会 ・(18) 租税教室講師研修会	・(21) 青年部会20周年記念式典 ・(28) 広報委員会
11	・(8) 新設法人説明会 ・(9) 丸森支部経営セミナー(爆発的に売れる新商品開発) ・(10～17) 税に関する絵はがきパネル展示(大河原税務署) ・(15,16) 年末調整説明会 ・(17) 税務講演会(仙南優法会共催) ・(21) 被災地視察復興応援(女性部会) ・(25) 移動講演会(困った社員の活かし方) ・(28) 村田支部税務講演会(円滑な事業承継について) ・(30) H28税制改正要望陳情(白石市、白石市議会) ・支部経営等セミナー(丸森、村田)	■税を考える週間(11～17) ・(4) 広報委員会
12	・(4) 経営講演会(青年部会) ・(8) 法人税等申告説明会 ・租税教室(白石第一/8、村田/9、船迫/15、 遠刈田/16、館矢間/19) ・(21) 冬の節電啓発活動(女性部会)	
1	・租税教室(西根/25)	・(24) 第3回理事会 ・(27) 広報誌発行「冬号」
2	・(3) 税に関する絵はがき選考会(女性部会) ・(24) 特別講演会(青年部会)	・() 支部担当者会議
3		・() 事業委員会 ・() 組織委員会 ・() 厚生委員会 ・() 総務委員会 ・() 第4回理事会

税理士記念日

無料相談会

税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者のために東北税理士会大河原支部主催による相談会を開設します。

- ◆日時 平成29年2月23日(木) 10時～15時
- ◆場所 各税理士事務所(※相談希望の方は平成29年2月20日(月)までに事務局にご連絡下さい。)
- ◆内容 所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談
- ◆主催 東北税理士会大河原支部
- ◆事務局 高橋武税理士事務所 TEL 0224-52-4503

わが国では、納税者自らが自分の所得や税額を計算して納付する(自主申告納税制度)を採用しております。

税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。

私たち税理士は、税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者の皆さんたちが自分で申告書を作成できるように、相談所を開設しております。

税理士会による無料相談所とは

平成28年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です！

税 国税庁
www.nta.go.jp

確定申告は、
自宅から
ネットが便利

☑早い ☑待たない
☑24時間いつでもOK

Step1

国税庁
ホームページで
申告書を作成

Step2

ネット送信 (e-Tax)

プリントアウトして送付

詳しくは **確定申告**

検索

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は **写しの添付** が必要です

※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、平成29年2月16日(木)からです。

所得税および復興特別所得税・贈与税

平成29年

3月15日(水)まで

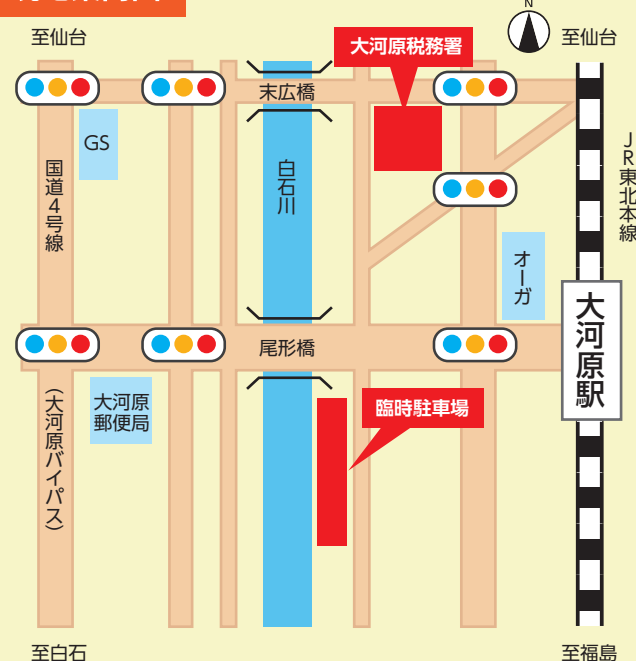
消費税および地方消費税(個人事業者)

平成29年

3月31日(金)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

現地案内図



○申告書作成会場

大河原税務署
柴田郡大河原町大谷字末広 12-1
0224-52-2202

○設置期間

平成29年2月16日(木)から3月15日(水)まで
※土曜日・日曜日を除きます。
※設置期間前は申告書作成会場を設けておりません。

○開設時間

午前9時から午後5時まで
※午後4時前のご来場には是非ご協力願います。

○留意事項

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

大河原税務署

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの
記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!



本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

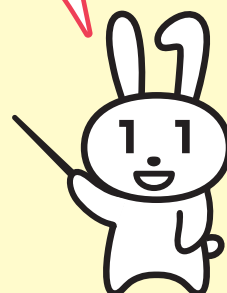
マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダーのご用意

マイナンバーカードの
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを
申請されて、受取を
忘れていませんか?



国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー



マイナンバー
カードって?

マイナンバーの提示と
本人確認が、これ一枚で
完結できます!

平成29年7月から始まる
「マイナポータル」に
ログインできます! ※1

住民票の写しや
印鑑証明書を
コンビニで取得できます! ※2



※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房・内閣府・国税庁

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

 **大同生命保険株式会社**

仙台支社/宮城県仙台市青葉区大町1-1-1
(大同生命仙台青葉ビル)
TEL 022-221-5486



AIU損害保険株式会社

仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
(仙台トラストタワー23F)
TEL 022-726-7551



〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック 仙台総合支社

法人会フリーダイヤル

0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)



環境に優しい植物油インキを
使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。